

包括外部監査結果に 基づく措置通知

(平成28年10月31日)

包括外部監査結果に基づき、措置を講じた旨の
通知があったものは、次頁以降のとおりです。

平成28年10月31日

高松市監査委員

吉田 正己 (よしだ まさみ)

鍋嶋 明人 (なべしま あきひと)

藤原 正雄 (ふじはら まさお)

白石 義人 (しらいし よしひと)



Takamatsu City Audit Commission Secretariat

高松市監査委員事務局

活力にあふれ 創造性豊かな 瀬戸の都・高松

☎ 087-839-2652

✉ kansa@city.takamatsu.lg.jp

包括外部監査結果に基づく措置通知一覧

H28.10.31

監査実施年度 平成26年度

監査テーマ 市税・使用料及び手数料並びに関連する債権管理の事務の執行について

措置通知 No.	区分 ※	項目	報告書 該当ページ	所管課等	措置 通知日
No.1	指摘	正確な家屋所在地番のシステムにおける管理について	P54	財政局 資産税課	H28.9.23
No.2	意見	過去の課税誤りに関する徴収方針を明確にすることについて	P60		
No.3	指摘	納税通知書の発送除外先の網羅的な把握の実施について	P66		
No.4	意見	申告書及び納税通知書の発送チェックについて	P80		
No.5	指摘	未申告又は過少申告に対する過年度遡及について	P82		

※ 指摘 …… 条例や規則等に違反しているか、著しく適切さを欠くと判断されたもの

※ 意見 …… 組織及び運営の合理化の観点から改善が望まれるとされたもの。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.1

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成26年度	市税・使用料及び手数料並びに 関連する債権管理の事務の執行について
区 分	指 摘	
指 摘 の 項 目	正確な家屋所在地番のシステムにおける管理について	
指 摘 の 内 容	<p>固定資産税システム上は、家屋の所在地番の異動登記があった場合に、正確に異動対象となる家屋を把握できるように、家屋の所在地番情報は登記情報と整合させる必要がある。</p> <p>したがって、登記上の所在地番情報とは別に、正確な所在地番情報を登録できるよう固定資産税システムを改善し、システムによる管理に切り替えることで、当該情報を有効活用するべきである。</p>	
報告書該当 ページ	P54	
報告書への リンク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu26/ho218.pdf	

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	平成28年9月23日
所管課等	財政局 資産税課
措置結果	<p>本件指摘に関しては、現在の税務システムにおいて、建物の登記所在地と課税上の所在地が別々に管理できるようになったことから、建物の登記上の所在地番が現在の地番と異なることが判明した場合は、所在地欄に実際の所在地番を入力し、システムにおいても管理するよう平成27年度から運用を改めた。</p>

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.	No.2
---------	------

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成26年度	市税・使用料及び手数料並びに 関連する債権管理の事務の執行について
区 分	意 見	
意見の項目	過去の課税誤りに関する徴収方針を明確にすることについて	
意見の内容	他の市町村の課税誤りによる徴収方針や課税上の不公平を鑑みて、更正による過去の追徴課税に対する徴収方針を明確にすることが望まれる。また、その徴収方針に沿って、追徴課税を行うことによって、登記や届出に関する意識を向上させ、課税誤りの防止に繋がるものと考えられる。	
報告書該当 ページ	P60	
報告書への リンク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuuin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu26/ho218.pdf	

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	平成28年9月23日
所管課等	財政局 資産税課
措置結果	<p>本件意見を受け、更正（土地・家屋）による過去の追徴課税について、平成27年に中核市照会を行うなど係長会等にて検討を重ね、地方税法の規定に基づく5か年度分の遡及課税を基本方針として位置付けた。</p> <p>なお、本方針の遂行に当たっては、固定資産税の特徴ともいえる賦課課税方式やそれに伴う信義誠実の原則に鑑み、納税義務者と市との信頼関係の維持や構築が大切であることから、遡及課税に対する理解・協力を得るべく説明責任をさらに全うするよう努め、土地・家屋更正処理における課内の留意事項としている。</p>

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.	No.3
---------	------

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成26年度	市税・使用料及び手数料並びに 関連する債権管理の事務の執行について
区 分	指 摘	
指 摘 の 項 目	納税通知書の発送除外先の網羅的な把握の実施について	
指 摘 の 内 容	納税通知書の作成を依頼した外部委託業者から最終的な引き抜き対象を 事前に入手し、その内容が指示どおりのものとなっているかを確認し、当 初依頼件数から最終引き抜き件数を控除した件数が、最終発送対象件数と 合致しているか確認し、納税通知書の発送誤りや漏れを防止する措置を講 じるべきである。	
報 告 書 該 当 ペ ー ジ	P 6 6	
報 告 書 へ の リ ン ク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu26/ho218.pdf	

指摘又は意見に対する措置

措 置 通 知 日	平成28年9月23日
所 管 課 等	財政局 資産税課
措 置 結 果	本件指摘を受け、平成28年度当初納税通知書の発送においては、課内 処理分を一元管理に改め、通数等の適正管理に努めた結果、業者委託分と の合計において調定件数と発送件数が合致する事を確認した。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.	No.4
---------	------

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成26年度	市税・使用料及び手数料並びに 関連する債権管理の事務の執行について
区 分	意 見	
意見の項目	申告書及び納税通知書の発送チェックについて	
意見の内容	申告書及び納税通知書が発送されているか否かは、その後の納付に大きな影響を及ぼすことから、公平性並びに財政の健全化の観点からも重要なポイントとなる。 したがって、発送されるべき納税者に発送されているか確認する必要がある。	
報告書該当 ページ	P80	
報告書への リンク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu26/ho218.pdf	

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	平成28年9月23日
所管課等	財政局 資産税課
措置結果	本件意見を受け、申告書（平成27年12月11日付け）及び納税通知書（平成28年4月1日付け）の発送に際し、業者委託分と係内処理分の適正管理に努め、通数の把握と確認を行い、いずれも調定（必要）件数と発送件数が合致する事を確認し、今後とも同様の事務処理を行うこととしている。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.	No.5
---------	------

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成26年度	市税・使用料及び手数料並びに 関連する債権管理の事務の執行について
区 分	指 摘	
指 摘 の 項 目	未申告又は過少申告に対する過年度遡及について	
指 摘 の 内 容	<p>過年度遡及については、実務慣行的に例は少ないとされているが、他自治体においても、過年度に遡及して徴収する実務が醸成されてきており、高松市においても徴収するべきである。</p> <p>また、罰課金についても本来は徴収するべきである。</p>	
報 告 書 該 当 ペ ー ジ	P 8 2	
報 告 書 へ の リ ン ク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kakuiin/KANSA/kansa/kansahoukoku/houkatsu/houkatsu26/ho218.pdf	

指摘又は意見に対する措置

措 置 通 知 日	平成28年9月23日
所 管 課 等	財政局 資産税課
措 置 結 果	<p>本件指摘を受け、償却資産にかかる過年度遡及課税について、平成27年度下半期に周知を行い、平成28年度から実施している。</p>